

平成 2 4 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 4 年 6 月 1 4 日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	1 3
所管事項の報告	1 3
閉会	1 7

文教福祉常任委員会 平成 2 4 年 6 月 1 5 日（金）

付議事件	2 1
出席委員	2 1
欠席委員	2 1
委員外出席者	2 1
説明のため出席した者	2 2
事務局職員出席者	2 2
開会	2 3
議案の説明、質疑	2 4
議案の採決	3 4
所管事項の報告	3 5
請願の審査	4 4
請願の採決	4 9

意見書案の説明	5 0
陳情の審査	5 3
陳情の採決	5 5
意見書案の説明	5 5
閉会	5 7

総務常任委員会 平成24年6月18日（月）

付議事件	6 1
出席委員	6 1
欠席委員	6 1
委員外出席者	6 1
説明のため出席した者	6 2
事務局職員出席者	6 2
開会	6 3
議案の説明、質疑	6 4
議案の採決	7 2
所管事項の報告	7 4
陳情の審査	8 5
陳情の採決	8 7
閉会	8 8

建設経済常任委員会

平成24年6月14日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成24年6月14日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管
事項

議案第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席委員（7名）

委員長	平野忠作	副委員長	宮澤芳雄
委員	嶋田茂樹	委員	日下昭治
委員	嶋田哲純	委員	滑川公英
委員	林七巳		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林俊介

説明のため出席した者（17名）

副市長	増田雅男	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	大久保孝治	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	加瀬喜久
水道課長	新行内弘	農業委員会 事務局長	加瀬恭史
その他担当 職員	9名		

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

主 查 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

関東地方の入梅も9日に入ったということで、気象庁から発表がありまして、例年よりも1日遅いということでございます。きょうは、梅雨の中休みということで、大変いい天気恵まれました。これから本番の梅雨になります。委員の皆様方におかれましては、健康管理には十分留意されるようよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆さん方には、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしく審議のほど、お願いいたしたいと思います。

簡単ではございますが、あいさついたします。

平野委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成24年度一般会計補正予算と、それから議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ご苦勞さまでございます。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の10ページをお願いいたします。

9款1項3目災害対策費でございます。この件につきましては、本会議の議案質疑におきましてもお答えしているところでございますが、改めましてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、説明欄 2 の市街地液状化対策事業に伴う調査・測量委託料として3,500万円を予定しているものでございます。昨年の震災によります本市の液状化被害は、土地におきましては農地を含めまして874ヘクタール、住家としては768戸の世帯に被害を受けたものでございます。

市では、これらの方々の再液状化による災害の発生に備えるため、国の復興交付金を活用いたしまして、道路等の公共施設等隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進するため、今般、調査を実施することとしたものでございます。

事業の期間といたしましては、平成24年度、25年度の2か年事業でありまして、全体事業費は1億300万円となります。

なお、25年度分の予算につきましては、4ページにございますけれども、6,800万円を債務負担行為として設定を予定しているものでございます。

また、この事業に対する財源でございますが、事業費の4分の3が国からの復興交付金でありまして、残りの4分の1は予算書上は一般財源とはなりますけれども、全額特別交付税で措置される予定でございます。

年度ごとの主な内容でございますが、資料をお配りしてございます。資料ナンバー1の工程表をご覧いただきたいと存じます。

(発言する人あり)

○都市整備課長（伊藤恒男） A4の横の表になります。

平成24年度でありますけれども、24年度は、（1）から（3）までの公共施設や宅地等における液状化被害の実態調査を行ってまいります。また、さらに対象事業施行地区の絞り込みまでを行う予定でございます。

また、25年度につきましては、ボーリング調査等による地盤特性の整理、また大地震時の液状化の予測、液状化対策の工法選定、最終的には対象事業費などの算定などを予定しているところでございます。

あとは、これらを進める中で、専門の学者等で構成いたします対策検討委員会の設置、運営や住民説明会等の開催を予定しているところでございます。

次に、資料ナンバーの2番目をお願いいたします。

今回、調査を予定している対象地域でございます。これは、あくまでも市街地対策として実施をするものでございますので、農地等は含まれるものではありません。

表にありますように、被害戸数及び面積であります。先ほど申しましたように、農地を

含めましての874に対しまして、農地を除きますと、この4地区で537ヘクタールとなるものであります。

ちなみに、地区別を申し上げますと、旭地区で238戸で207ヘクタール、海上地区で201戸で94ヘクタール、飯岡地区で292戸、89ヘクタール、干潟地区で37戸、147ヘクタールが液状化の対象地域となるものでございます。

議案第1号の補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お伺いします。

ただいま説明ございましたけれども、4ページの2表のところで、あるいはこの説明資料の、きょういただきました資料の横書きのやつですが、2か年にわたり実施するということでございますけれども、内容についていま一度、もう少し詳しくお聞かせいただければ、また、対象地区についても説明があればお聞かせください。

○委員長（平野忠作） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 先ほどのご説明と若干重複するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

基本的には2か年ということで、先ほど表で説明しましたように、初年度、本年度は9月ごろまでに、非常に専門的な業務になりますので、プロポーザル方式による契約というものを今想定して、財政課との調整を行っているところでございます。おおむね9月ごろをめどに、契約業者を決めたいということで考えてございます。

その後、実際に液状化の被害があった地域に具体的な、まずどういった液状化があったんだろうかというのを詳しく全体として調査をしたい。それを一つの形としてまとめ上げて、住民に対しても公表したいというふうに考えています。

また、その中で、まず専門家の検討委員会の話を申し上げましたが、全体を調査し、把握した中で、その後に絞り込み作業を行っていく中で、専門家の検討委員会のご意見をいただきながら、絞り込み作業を行っていくと。

25年度につきましては、その絞り込み作業を行った地域について、さらに具体的なボーリング調査など実施をいたしまして、第2次の最終のまた絞り込み作業を行っていききたいとい

うことを予定しています。

最終的には、絞り込んだ地域では道路等の公共施設と一体として液状化対策を講じる必要があるだろうという地域を出しまして、住民の方々に説明をしていくとともに、そういった事業、そういった地域に液状化対策をどのようにしたらできるだろうかという工法の選定、事業費の算定、そういったものを行っていく予定でございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、1つお伺いします。

液状化といいましても、この4地区ですか、要因が全部違うと思うんですけれども、どのような要因で各地区なったのか。砂鉄を掘ったとき、またそれ以外、どのように詳しく把握しているのか説明してもらいたい。

○委員長（平野忠作） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 今回768戸の住家の地域に液状化があったということです。今、林委員のほうからお話がありましたように、各地域で多分液状化の原因というのは異なるだろうと思います。憶測というか、こうだろうということの話は、私どもも聞いていることはあります。例えば、砂鉄をとった場所であるとか、もとは池であった場所であるとか、いろんな要因があるんだろうと思います。それらについて、やはり住民の方が、液状化になぜなったんだというのがなかなかはっきりしたことが分からないのではないだろうか。私ども行政としてもなかなか根拠的なものがなくて、住民に説明がなかなか難しいというのがありますので、今回、冒頭申し上げましたように、全体の液状化の地域について、どういった液状化の実態があったのだろうかと、そういったものをまず把握をして、それを住民にお示しをしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございますか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） そうすると、昔、砂鉄をとったところとか、そういったところの企業の責任はもう時効になっているのか、その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（平野忠作） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 砂鉄を採取したことに対しての賠償というか、因果関係だと思いますけれども、それを立証するのは非常に難しいという気はします。

また、時効等々につきましても、ちょっとその辺については、私、そこまで承知はしていませんけれども、例えば都市部で、市が、あるいは民間でもそうですが、土地区画整理事業なんかを実際にやっている地域がありまして、そこでも液状化がある。そういった地域で地盤沈下だとか液状化があったときには、やっぱり施行者の責任というのは、一般的には問われることもあります。

ただ、今般、今委員がおっしゃられたような砂鉄をとったことによる要因かどうかということが、例えばボーリング調査等で分かったとしても、その因果関係についてが遡及できるかどうかというのは、できないのではないだろうかと、ちょっと私なりには思います。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ありませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） ちょっとお願いしたいなと思うんですが、今回やるのは液状化対策事業ですよね。それで2か年にわたってやられるわけでございますけれども、調査を行うわけですね。そうしますと、この説明資料のナンバー1のほうで、7の公共施設と宅地の一体的液状化対策の工法の選定、この辺の宅地というのは、民地の関係になるのかなと思うんですが、民地というのは民間のほうの関係ね。それと、8の事業費及び負担額の算定ということ。そうしますと、これは今、調査費でございますので、それが出た中でどういった事業を起こすためのものなのか。事業費ということになると、どういった事業が想定されるのか、それをお願いします。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） まず、最初から申し上げておりますように、絞り込み作業を行うということを申し上げました。その絞り込み作業の中で、公共施設と一体として液状化対策を講じるということを申し上げております。つまり、これは点在している液状化した地域に対しては、この工法は多分とれないだろう。つまり、万全な液状化対策を講じることは、まず物理的に不可能なのかもしれません。

ただ、一方では、市街地ということを先ほど申しましたように、市街地の中で一定の道路

等に囲まれている地域があると思います。それが国の指針では、おおむね3,000平方メートル以上で、住家が10戸以上、こういったことを想定しているようでございます。そういった地域が果たしてこの液状化対策を講じる、調査した中での絞り込みの中で、そういった地域がどのくらいできるかというのは、私もまだこれからでございますけれども、工法としては、道路等に囲まれた地域の中に10戸以上の住宅がある、そこに対してそこを絞り込んでいった中で、その液状化対策を講じるための工法、それから事業費、あるいは負担額、そういったものをお示しをしていくというのが私どもの予定している事業でございます。

この負担というのは、住民の負担というのも当然出てくるわけでございまして、これもすべて同意がないとできないということもあります。ですから、ある程度の全体の液状化の状況をまず市民にお知らせするということと、絞り込んだ地域について、液状化を防止していく対策を講じる、こういうふうにしたらいいたろうかというのを住民に説明していく。その中で、事業費等を説明をする中で住民の合意が得られれば、その地域に対して液状化対策を講じる。併せて公共施設、道路、水路、水道、こういったものも整備をしていくと、そういう予定になります。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、今説明ございました、点在したものについてはどうしようもない。調査をした結果、公共施設に係るものと一体ということですから、道路もそうでしょうけれども、もっとそれよりも違う施設が重点になってくるということによろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） 答弁のほうはどうですか。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） ほかに質疑はございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） この3,500万円というのは、24年度までであって、あと25年に工程表出ていますけれども、これを実行するについては、また相当な予算がかかるという……

（発言する人あり）

○委員（滑川公英） でも、これ継続してやっていくということですね。分かりました。

あと、この場合ですね……

（発言する人あり）

○委員（滑川公英） いや、負担行為は分かるんですけど、そうじゃなくて、今度、今、第4次に9月に復興交付金を申請するということになってはいますけれども、これについては来年度について、また2015年まであるわけですけども、こういう対策についてもそういうところに、復興交付金事業に手を挙げていくという方向で行政のほうは考えているんでしょうか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えします。

先ほど申しましたように、最終的には、住民の合意形成と行政側との説明責任というのがあります。そういったものの中で、この調査費そのものを復興交付金の中で行っておりますので、15年という中での地域の絞り込みの中でこれからやっていくことでありまして、最終的には、交付金事業の該当というのは当然ありますので、こういったものをしっかり要望していく。ただ、その前には、やはり住民の説明、これが一番大事かなと、このように思っています。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 本議案につきましては、本会議等で補足説明をさせていただきましたが、詳細のものを追加して、改めてご説明をさせていただきます。

まず、事故の発生日でございますが、平成23年5月11日、農水産課職員2名は、公務のため、千葉市内を走行中、千葉市中央区新町1000番地先において、午後3時45分ごろ追突事故を起こしたものでございます。

状況といたしましては、そごうビル付近の渋滞区間、時速20キロメートルで走行中、前方の車両が減速したため、ブレーキをかけましたが、あいにく雨天と現場が下り坂であったことから、タイヤが滑り、追突したものでございます。

被害者の方は、体調不良を訴えたため、直ちに救急搬送されましたが、入院には至りませんでした。その後、被害者の方が通院、加療を重ねる中で保険会社の示談交渉が始まりましたが、休業損害等について被害者側の了解が得られなかったため、双方で弁護士による交渉を選択いたしました。約1年にわたる交渉の結果、ようやく今回の和解の条件ということで

相手方より受け入れられましたので、このたびご提案をさせていただいたものでございます。

損害賠償の額につきましては、全額保険金で賄われるものでありますことを改めて報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それではお伺いします。

賠償金の支払いですが、保険会社から直接被害者に支払われたということではありますが、財務上、公金振替で対応するということですが、予算に伴う議案については補正予算に計上すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 財務上の手続きにつきましては、議案質疑の場で財政課長よりお答え申し上げておりますが、こちらの支出といたしましては予備費を使わせていただきました。

その要因でございます。まず、物損、それと人的損害に関しましては、その都度の支払いが生じております。と申しますのは、まず相手方の車に係る修理費、代車使用料、レッカー関係、これが最初の支払いとなりまして、これが8月18日に支払いを済ませております。

その後、治療費でございます。治療費が、6月3日、6月6日、11月14日、12月13日、2月3日、2月16日、この日付でその都度その都度支払いが生じておりましたため、財政課との協議によりまして、補正を待つことなく予備費での支払いを選択したということでございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） すみません、いわゆるこの和解の問題というよりも、これは参考にお聞きしておきたいなと思うんですけれども、420万244円と、今、治療費だとか物損の関係だとかいろんなものの説明ございましたけれども、この内容の中において総額で420万幾らだと思うんですけれども、物損に関するものは幾らくらいあったのか、あるいは人的なものは幾らあって、そのうちに休業補償であり、あるいは慰謝料的なものがあるかと思っておりますので、

その辺がどうなっているのか。それと併せて、自賠責と任意保険の内容、この額の中にはそういう両面にあるものがあるんじゃないかと思いますが、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、ご質問の内容につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、物損でございます。修理、代車使用料、レッカー代、総額29万5,230円でございます。

続きまして、治療費でございます。これにつきましては、6施設、請求は9回に及びました。これは、総額で52万5,810円となっております。

残りの休業損害、通院慰謝料を合わせまして337万9,204円でございます。

それと、当然ながら自賠責保険で賄われない部分につきましては、こちらで入っております全国市有物件災害共済会のほうで負担をしてございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） そちらの保険会社ごとの支出につきましては、ちょっと資料はございません。申し訳ございません。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） 大分この休業損害とか高額になっていますけれども、もしこの方のご職業とかが分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） サービス業の方でございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（平野忠作） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、お配りしてあります旭市橋梁長寿命化修繕計画について、説明させていただきます。この用紙です。

橋梁につきましては、今後老朽化する橋梁が急速に増えるため、これまでの事後保全的な維持管理から計画的な予防保全的な維持管理への転換を図り、長寿命化によるコスト削減を

図るため、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。

旭市においては、平成21年度に市で管理する橋梁307橋の橋梁長寿命化修繕計画策定に係る橋梁点検を実施し、その点検結果に基づき、平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定したところであります。

6ページから8ページに橋梁の長寿命化の修繕・架替えに関する計画が記載されておりますので、ご覧ください。

まず、6ページなんですけれども、右側の一番上の対策時期の欄の平成24年度の下のほうに水色で記載されております無名橋、この場所がありますけれども、これは東部図書館西側の仁玉川にかかる橋の架替えでございますけれども、本年度に架替え工事を行う計画であります。

次に、6ページから8ページに平成25年度から27年度までに黄色で記載されている箇所がございますけれども、これが17橋ございまして、これは補修計画を計画している橋でございます。

あと、27年度以降の緑の部分は、部材の更新を行う橋の部分でございます。

今後は、この橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、計画的に修繕を行っていく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課からは、2点報告させていただきます。

初めに、仮設住宅入居者の意向調査について、申し上げたいと思います。

この件につきましては、政務報告並びに一般質問でもお答えしておりますが、改めまして資料をもってご説明をさせていただきます。A4の横の表があると思いますが、よろしいでしょうか。

上段の表、問1ですけれども、これは再建全体の集計でございます。みなし仮設、民賃アパートを含む応急仮設住宅160世帯の集計でございます。25年5月、これは現在の期限でございますが、これまでに再建したい方が73世帯、このうち44世帯の方は、年内には再建できるということでもあります。また、再建のめどが立たないと答えた方が87世帯という状況でございます。

次の表は、再建方法であります。現在の期限までに再建したいと答えた方の内訳でありまして、その次の表、一番下の表ですね。

次は、再建のめどが立たない方と答えた方の内訳でございます。このうち左側の3列につきましては、来年の5月までには再建することはできないんだけど、期間を延長していただければ再建したいという希望を持たれている方でございます。また、次に資金面等から再建のめどが立たないので、市営住宅または賃貸住宅を希望されている方が、真ん中の表で42世帯でありまして、その他、未定を含みます8世帯となっている状況にあります。

今後におきましては、再度こういった方々に対して個別に聞き取り調査を行う中で、復興住宅の建設戸数等につきましても、早急に結論を見出していく必要があると思っています。

この件は、これで終わりでございます。

最後に、資料はございませんが、JR旭駅東側駐輪場への防犯カメラの設置について、報告をさせていただきます。

これまで、旭警察署と防犯カメラの設置につきまして協議を進めてきたところでありまして、今月中には設置工事は完了する予定でございます。この防犯カメラの取り扱い方法につきましては、これまでの警察署との協議に基づきまして、その運用方法は、原則として警察関係からの要請に限ることとするものでありまして、来る7月1日から運用開始をめどに現在準備を進めているところでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、すみません、商工観光課のほうから、2点ほど、所管事項につきまして報告をさせていただきます。資料につきましては、すみません、ありません。口頭で説明をさせていただきます。

1点目、特産品開発事業でございます。これは、本年度から新しい事業としまして、旭市の新しい魅力を発信するため、特産品の開発、これに対しまして補助事業を仕組みました。補助率は2分の1以内、補助限度が50万円となっております。

公募等を開始しまして、5月末現在で4件の申し込みが現在ございます。中には、復興を目指しまして飯岡地区で菓子をつくっている組合、この店舗が連携をして復興菓子をつくりたい、あるいは震災に遭った水産加工の中でイワシの加工品、こういうものに取り組みをしたい、そういう応募がございました。

今後、審査会等の中で、補助金の交付の可否等につきまして審査をさせていただく、そんなことで本年取り組みが今進んでいるということでご紹介させていただきたいと思います。

2点目につきましては、夏期観光につきまして、若干、一般質問の中でもありましたけれ

ども、報告をさせていただきます。

本年は、復興元年と位置づけまして、各種のイベントを実は夏に予定をしております。ご承知のように、海水浴場、本年は飯岡と矢指ヶ浦、それぞれ開設をいたします。7月21日から37日間、この期間中につきましては、ライフセーバー、平日7名、休日は9名、そんなことで監視体制を整えたいと思っております。それと、さらに今年は津波の対策、そういうものに対しましても、安全対策、万全を期して進めていきたい、そういうふうに考えております。

それと、期間中にあさひ砂の彫刻美術展、あるいはサマーフェスティン矢指ヶ浦、それぞれ7月に開催を予定しております。また、飯岡地区のYOU・遊フェスティバル、これも7月28日と29日、いずれも復興祭というようなことで復興イベントということで開催をしたい。さらに、七夕の市民まつり、これにつきましては先般お話ししましたように、時間を5時30分から10時まで、そんなことで8月6日と7日、2日間で開催をいたします。

このイベント等につきましても、津波の対策、あるいはまだまだ余震等が続いておりますので、地震対策、そういうことでしっかり安全対策に取り組みながら進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 去る6月10日の水産まつりにおきましては、議員の皆様方においてをいただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで天候にも恵まれまして、過去最高の2万5,000人の来場者を数えることになりました。ありがとうございました。

残念ながら、遊覧船のほうは、波が高かったことから中止となりました。若干の苦情をいただいておりますんですが、けが人もなく、無事に終了できましたことを報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 所管課の報告は終わりました。

何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時38分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 6 月 1 5 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 4 年 6 月 1 5 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 5 号 旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願

請願第 3 号 国における平成 2 5（2013）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第 1 号 原子爆弾被曝者に対する援護に関する法律の改正を求める陳情

出席委員（8 名）

委 員 長 景 山 岩三郎

副委員長 伊 藤 房 代

委 員 林 一 哉

委 員 林 正一郎

委 員 林 俊 介

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 向 後 悦 世

委 員 島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（1 名）

議 員 日 下 昭 治

（請願紹介議員）

説明のため出席した者（２６名）

教 育 長	茅 田 哲 雄	環 境 課 長	大 木 多可志
保険年金課長	石 毛 健 一	健康管理課長	高 山 重 幸
社会福祉課長	渡 辺 輝 明	子 育 て 支 援 課 長	佐久間 隆
高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁	病院事務部長	菅 谷 敏之史
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
病 院 総務人事課長	河 北 隆	病院経理課長	鈴 木 清 武
病院医事課長	片 見 武 寿	そ の 他 担 当 職 員	１１名

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆さん、そして職員の皆さん、蒸し暑い中、本日はどうもご苦労さまでございます。

きょう1日これから委員会のほうを開会しますので、よろしくどうぞお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、日下昭治議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま議席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等の説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

それでは、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導ご支援をいただき、誠にありがとうございました。昨年の東日本大震災から1年3か月が過ぎました。被災された方々も少しは落ちつきを取り戻し、生活されているものと思いますが、まだまだ今後の見通しに不安を抱い

ている方も多くおられるものと思っております。今後も職員一丸となって復旧・復興に頑張
ってまいりますので、委員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援をいただきますよ
う、よろしくお願いいたします。

さて、本日付託されました3議案、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決
についてのうち所管事項、議案第5号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を
改正する条例の制定についてご審議をいただくことになります。執行部より提案の3議案、
慎重審議の上、いずれも可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平
成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5
号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議
案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての3議
案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願
いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、議案第1号の中の学童クラブの建設につきましてご
説明申し上げます。

初めに、配置予定図のほうがお手元にありますが、ご覧いただきたいと思います。予算書
のページでございますが、予算書のほうは11ページでございます。放課後児童クラブ建設事
業、11ページを予算書のほうをご覧いただきたいと思います。

それでは、初めに簡単に経緯についてご説明したいと思います。

旭市の学童クラブにつきましては、新市合併時、7校から始まりまして、全小学校に開設

することを目標としてこれまで取り組んでまいりました。平成22年4月に萬歳小学校のクラブが開設されまして、現在15小学校すべてに18クラブが設置されております。

小学校においては、児童数の減少傾向は確かに見られますけれども、国・県の施策によりまして、小学校の学級編制基準、いわゆる1クラスの人数でございますが、これが昔は50人でしたが、その後45人、40人と推移してまいりました。旭市では、さらに県の弾力的運用を加えまして、現在1、2年生は35人学級、3年生から6年生が38人学級となっております。また、特別支援学級も障害の種別により分けるようになりましたので、空き教室がなかなか発生していないという状況でございます。

こうした中で、体育館のミーティングルームや更衣室などをお借りいたしまして開設している学童クラブの中では、開設当初と比べまして希望者が多くなりまして、手狭となっている学童クラブが出ております。その学童クラブの中でも共和小学校につきましては特に狭くなりましたので、専用室を整備すべく共和小学校放課後児童クラブ室の建設関係予算をお願いしたところでございます。

お配りいたしましたA4用紙での学校教育課の配置予定図をご覧いただきたいと思いますが、建設予定地につきましては、屋内運動場の南側、プールの東側の斜線で表示したところを予定しております。大きさにつきましては、約13メートル掛ける11メートル程度で予定しております。木造平屋建ての40坪、生活室、子どもたちが生活をする部屋の広さでございますが、大体88平方メートルほどを予定しております。

その他詳細につきましては、これからの設計となりますので、次回の定例会で報告をしてまいりたいと思っております。

補正予算が成立いただきました後は、設計委託の入札、設計、工事入札を経まして、工事着工は10月中で、3月完成を予定しております。学童クラブのよりよい環境整備に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞご協力ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、議案第1号ですけれども、体育振興課のほうから補足をして説明させていただきます。若干本会議と重なるかも分かりません。予算書の12ページをお願いしたいと思います。

教育費の2目体育施設費の補正額ですけれども、これは本会議で説明したとおり、総合体育館の東側入り口の屋根の部分ですけれども、漏水の防止工事、それとスポーツの森公園野

球場の防球ネットの補修工事費であります。

下の段になりますけれども、2目の社会教育施設災害復旧費の補正であります。震災によります廃棄物の仮置き場となっておりましたために、災害復旧工事が未着工でありました海上野球場と飯岡野球場におきまして、新たな工事が発生したことから補正をお願いするものであります。

新たな工事ですけれども、廃棄物の仮置き場の撤去が4月末に完了いたしましたので、被災状況の詳細が確認できなかった箇所の実施設設計を行い、発生したものです。飯岡野球場につきましては、内野の部分の路盤改良工事であります。海上野球場につきましては、1塁東側の土どめ工事になります。工事につきましては、平成23年度に災害復旧費の繰り越し分と併せまして執行をしたいと思っております。完了につきましては、海上野球場が10月、飯岡野球場につきましては12月を予定しております。

なお、災害復旧工事ですので、7ページのほうに国庫補助金のほうを見込んでおります。2,219万5,000円の3分の2が国庫補助金であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 1つ、共和小学校の放課後児童クラブに新たな施設を造るということがありますけれども、こういった施設ですね、このほかにもほかの学校から要望があるのかどうか。

それともう1点、野球場の復旧工事ですけれども、これにつきましては前々から要望しておりましたけれども、以前の回答では、7月ごろにはもう使用可能になるというようなお話でした。今の説明ですと10月というような話でしたけれども、7月ごろには使えますよと少年野球の皆さんには1回は説明したんですけれども、遅れた理由ですか、その辺ちょっと伺います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、ほかの学童というところでございますが、確かにいわゆる施設の問題、広さの問題と希望者の問題ということがございまして、現状で狭くて何らかの改善をお願いしたいという声は出ております。

ただ、共和小につきましては、非常に本市の中で、施設を見た中で非常に狭い。実は、もちろんすべての学童を確認しているんですけども、現在、空き教室を利用しているところが7か所、体育館の例えばミーティングルームとか更衣室、ここを利用している学童クラブが7か所、それからそれ以外というのが1か所ということで、一応15か所あるんですが、そうした中でいわゆる子どもたちの数が多い割には非常に狭いというところがございます、そういったところを今後希望者の推移を見ながら整備を進めていきたい、検討していきたいというような思いでございます。

取りあえず共和小につきましては、非常に狭いと、ほかに比べまして非常に狭いと、それでまた非常に多いということから、緊急性ということで建設をしたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、ただいまの質問であります。7月から10月になったという、その理由ということですけども、確かに昨年の12月ですか、予算のほうをいただいたときには、そういう予定で進めておりました。しかし、もうご存じのとおり、災害瓦れきといいますか、廃棄物の仮置き場として飯岡野球場につきましても、また海上野球場につきましても指定をされておまして、4月に完了したという経緯がございます。

そういった中で、やはり仮置き場になっていた部分の路盤の調査といいますか、設計のほううまくその瓦れきがあったためにできなかったというようなことでご理解をいただきたいと思います。

先ほど説明したとおり、新たに瓦れきの処理が終わった段階で、改めて調査した結果、やはり飯岡野球場につきましては、暗渠排水等の路盤がどうしてもこの液状化等の影響で新たに見えてきた部分がございます。

また、海上の野球場につきましては、もうあそこは切り土した部分で外野が擁壁のフェンスになっているわけですけども、1塁の東側の土どめ工事につきましては、やはりあそこも液状化による地割れ等が発生しておまして、どうしても瓦れき置き場になってしまいましたので、写真判定というようなことで国・県のほうと協議をしてきました。

その結果、これ、4月の中旬になりますか、国のほうで認めていただきまして、新しく東側の土どめ工事をするようになりました。したがって、繰り越していた分と併せて効率的な執行をしたいというようなことから、工事につきましては、今回補正でいただきまし

た分と併せまして執行していきたいというふうに考えております。

そして、海上野球場につきましては、子どもたちがやはりスポーツ少年団ということで使っております。現在、瓦れきのほうが終わりました、山砂が投入されました、少しでこぼこ部分はありますけれども、少年団体のほうとも事前に協議をしております、一部ちょっと制約がありますけれども、試行的に使っていただくというふうに現在計画しております、その団体とも今協議を進めているところであります。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 教育長。

○教育長（夢田哲雄） それでは、先ほどの島田委員の放課後児童クラブについて、ちょっとつけ加えさせてもらいたいというふうに思います。

現状と今後の見通しにつきましては、学校教育課のほうから報告を受けておりまして、市長ともいろいろこの件については慎重に検討をしているところでございます。そして、その第一歩として共和地区の学童について取り組んだところでありまして、今後につきましては、市の人口減少の傾向、そしてまた若い人たちの子育ての関係、あるいはまた雇用の関係からも大変必要なものというふうに考えておりまして、関係各課と協議しながら前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） ちょっと1点だけね、11ページの放課後児童クラブのこのクラブ室の建設事業費ね、これ3,433万3,000円だけれども、この中で工事請負費が3,140万円。これ、今、木造の平屋建てということを聞いて、私は鉄骨のヘーベルかなと、こう思っていたんですけども、木造の平屋建てで坪80万円というのは膨大な額だと私は思っているんですよ。どんな設計なの、これ。それとね、水回りがあるならまあやむを得ないのかなと、私はこういうふうに解釈しているんですよ。その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

設計図があればね、仕様があれば納得するんですが、木造平屋建て40坪のが、こんな坪80万円という価格は想定外です。ちょっとご答弁願いたい。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） 施設の概要でございますが、先ほど申し上げましたように、子どもたちの生活する場、これが大体、約88平方メートルを考えているんですが、それ以外に、

実はこの放課後児童クラブの建設に当たりまして、さまざまな県等のいわゆる基準がございまして、例えば男子トイレ、女子トイレはもちろん別にするとか、あるいは障害者用の多目的トイレ、スロープを用意する。あるいは子どもたちが具合が悪くなった場合のちょっと休憩をするような静養室、それから水飲み場とか、建物以外にそういったような生活をする場といたしますか、トイレ等さまざまなそういったような施設をつくるというような基準が出ておりまして、そういったような基準に基づきまして造っていく。それによって、国・県のほうから補助金をいただけるというふうになっておりまして、そういうある程度の基準がないとなかなかうまくいかないということでありまして、こういった形で一応予算のほうを立てさせていただきました。

あともう一つは、その予算の中に植木の、実はその場所が、皆さんのお手元の場所がございまして、ここにいろんな木とか、あるいは花壇とか、そういったものもございまして、その花壇の移設、植木の移設でしょうか、そういったものも見込んでいるということもございまして、若干金額が上がっているということでございます。いわゆる共用部分といたしますか、そういった部分がかなり面積的にあるということでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 大まか口頭の説明で分かりますがね、ただ漠然と40坪で平屋建てでといたら、坪80万円です、これね。水回りが要するに何人槽の浄化槽を使うのかということ違ってくるわけですよ。水回りだって200万円も300万円もかかってくるわけですね。だから、植木の周りなんかこんなもの微々たるものだと思いますがね、そういったものが、要するにきょうは委員会ですのでね、資料提供をするべきなんですよ、本来なら。そうすればね、一目瞭然で分かるわけですが、ただこれ漠然と40坪で3,200万円といたら、坪80万円もかかる。全然考えられない、想定外の価格なんです、はっきり言ってね。

大体、今、中造作をやったって建て売りでは60万円、ふろから全部やったって60万あれば、もうばんばんできる時代なのにね。ただ、これ何にもなくて80万円といたらたまげちゃいますよ。だから資料を提供してもらえれば、私も質問しなくて済むけれどもね、やはり親切心が足りないですね。

80万円はそれにしてもちょっと高いと思いますがね。設計とあと造り具合がどのように造るのかということも、これは図面がない限り分からないです。あなたのほうが説明ないから。そういったことは、今後こういったことに対してはもう少し親切にね、資料を提出してくだ

さい。お願いします。委員長のほうから請求してください。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長、資料の提出をお願いいたします。

○学校教育課長（菅谷充雄） はい、分かりました。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） ほかに何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） 過日行われました本会議でご説明をしたとおりでございます。

新旧対照表のほうの、そちらのほうに基づきまして説明をさせていただきましたが、その
とおりで特に補足はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 議案第6号について補足説明させていただきます。

使用料及び手数料条例の一部を改正するものでございます。

1点目は、時間外選定療養費の設定に関する事項となります。この療養費は緊急性の高い患者や入院の必要がある方を優先するために、緊急の必要性のない軽症患者から選定療養費をいただくことによって、いわゆるコンビニ受診を抑制するために設定するものです。対象者としては、旭市民と小児を除く救急受診される方を対象にしたいと考えております。

2点目は、新生児管理保育料の料金変更で、1日8,000円から1万円に変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点質問させていただきます。

先ほど、病院から提案されている時間外選定療養費は、旭市民及び小児以外が対象で、緊急性がないと判断された場合に負担することになるとのことですが、対象とならない小児とは何歳までを考えているのか。また、緊急性がないとは、具体的にはどういう判断基準なのか、医師によって個人差が出るようなことは好ましくないと思いますが、病院ではどのような判断基準の案を考えているのかお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、まず小児の年齢のほうなんですけど、15歳未満を対象にしたいと考えております。

続きまして、軽症の具体的な内容なんですけれども、受診をいたしまして検査とか処置等のものがない患者、診察と投薬のみとか、そういう患者を対象にしたいと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 大変ご苦労さまでございます。私、つい最近市民から言われたもので、その点をお伺いしたいと思います。

というのは、旭市民であれば、今回この5,250円は取られないということなんでしょうけれども、旭市民でもね、救急で行ってね、救急料払ってもいいって言いますよ。もっとよく診てもらいたいという人が非常に多いんですね。痛い痛いと言っても帰れと言われて帰されて、2日目にまたもう1回救急に行くとかね、そういった話が結構あるんですよ。

つい二・三日前も聞かれたんですけども、救急で行ってもなかなか入院させてくれない、帰される。救急で行ってね、実際、救急患者が入れるベッド数はどのくらいあるのかねと私聞かれたんですよ。答えられないんでね、その辺、例えば救急で来られて、どうしても入院しなければならないというときに、どのくらいのベッドを用意しているんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 救急からのベッドなんですけど、こちらのほうは、新しい本館が完成しまして、そちらのほうに約15床、救急から入院するベッドを用意してございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。

日によって違うんでしょうけれども、大体絶えず、毎日15床ぐらいは準備できているという
ことでいいんですかね。

○委員長（景山岩三郎） 病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） その病棟は、オーバーナイトという形で、その日のみの患者
さんを入れるような形をとっておりますので、翌日の午後にはほぼ一般病床に移るという形
で、毎日そのくらいの数は確保するというような形で行っております。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 対象者についてお伺いしますけれども、この条例に当てはまらない対象
者は、旭市民と小児15歳以下だけですね。それ以外の方はこの料金をもらうというような
考え方ということだと思いますけれども、そうしますとね、やはりコンビニ受診を抑制する
というような考え方でやられると思います。やはり重症な救急の受け入れについては、他市
の方でも料金を取らないで受け入れるといったようなことも考えなければならないと思いま
すけれども、その辺についてはどうでしょうかね、検討されているかどうか。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） まず、今、除外ということで旭市民と小児という形でご説明さ
せていただきましたが、細かい詳細でご説明いたしますと、それ以外にも紹介状を持ってきた
患者とか、もともと救急を受診するように指示があった患者とか、そういう患者はそれ以
外にも対象外といたしております。

あと2点目というか、お金を取らないで診たほうがいいんじゃないかということなんです
けれども、こちらは、厚労省のほうの政策もございまして、病院の機能分化を行うというこ
とで、症状の軽い患者さんは各地域の一次診療施設で診るよというような方針がござい
ます。その方針を進めるために、各病院でこういう選定療養費等を使って機能分化を推進し
ていくというのが厚労省のほうの方針ということで、今回4月の医療改定の中でもそのよう
にうたわれておりますので、そのような形で旭中央病院で診ないというよりは、各市町村の
一次診療施設のほうでまず受診をなさってくださいというような形で考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 補足をさせていただきます。

今の中でちょっと分かりづらかったところがあるんですが、旭市民以外の方でも、例えばほかのところでは一次救急をやっているところがありますので、そこに一回行ってですね、もうここの病気があれだから旭で診てもらいなさいよという紹介状を持っているような方、これはもう例えば来たけれども、診たけれども、軽症だったということでも、紹介状を持って来ているわけですから、その方は当然いただきません。

それと、やはり診た上で、検査・処置をした方、やっぱり重症だったという方はいただきません。あくまで紹介状もなしに行って、検査も処置もする必要がなかったと、軽症だったということが確認された方からご負担をいただくということですので、重い方から取るということは私どもの案でも考えておりませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田和雄） そのような考え方ということであればいいと思いますけれども、ここの条例と皆さんの説明を聞いただけでは、そういったことが分かりませんでしたので、どういった方が市外から来ても対象外になるというようなことを、もうちょっとよく説明してもらえれば分かったと思いますけれども、もっとそういう方が、対象外になる方があるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいんです。

もう1点は、5,250円以内の範囲において管理者が別に定める額と、療養費ですか、なっていますけれども、これは5,250円ではなくて、いろいろな料金が発生するわけですか。その辺についてお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 2点お答えいたします。

まず、ほかに基準があるかどうかということなんですが、実は今、議会のほうでご了解いただいた後、詳細の案を最終的に決めようと思っているんですが、実は今それ以外に検討しておりますのは、私ども旭にかかっている方で、何か悪くなったときはすぐ救急に来なさいよというような指示を受けて、行ってみたところ、やっぱりそうでもなかったという方の中にはいらっしゃる。でも、その人にとってみれば、旭の先生の指示で行っているのに、それでお金を取られるのはやっぱりおかしいじゃないかというのは当然あるので、私どもの

医師に基づいて悪くなったら夜でもかかりなさいよと、そういう指示に基づいて行っている場合は、結果的に軽くても、それは先生の指示で来ているわけですから、そういう場合はもらいませんよと、そういうのはやっぱり設けようかというふうに基準づくりを考えています。

そういう最終的な基準は、やっぱり患者さんの皆さんにとってこういう場面はどうしてもおかしいんじゃないかと、そういうのがないような形で基準を作るように、今、詳細を詰めているところでございます。

そういう疑問が市民以外の方で負担いただく方に出ることは困りますので、私どもとしても、8月1日施行ということにしておりますので、その期間内に十分説明をしていきたいと思っています。

特に広報に載せるということと、あと関係する市町村や救急の方にも、こういう趣旨でいただきますということと、こういう方は除外ですよ、いただきますよということをしつかり説明していきたいと思っています。

それと、2点目の5,250円以外のお話ですけれども、やはり変わると、ではどういう人が幾らなんだということで非常に複雑になりますし、今言ったように、なるべく負担いただく方におかしいんじゃないかということがないような基準にしたいと思っていますので、私どもとすれば、今は一律5,250円で、しかしそのやり方はこういうことで払うのにおかしいんじゃないという疑問が出ないような案にした上で、5,250円で一本化したいというように考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、お手元に学校給食費の改定と給食実施日数の変更について、右上に学校教育課、表裏印刷の資料をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

左上にあります旭・干潟地区、現在の第一学校給食センターの保護者の方々と海上・飯岡

地区、第三学校給食センターの保護者の皆様への通知文書でございます。

初めに、学校給食費の改定について簡単にご説明申し上げますが、今回の給食費の改定につきましては、現在建設中の学校給食センターが本年度、平成24年9月に業務を開始することに合わせまして、市内の学校給食センターにおいて献立内容の統一化に合わせまして、給食費の額についても統一したいことから、昨年度より学校給食センター運営委員会においてご検討をお願いし、この3月に教育委員会においてご承認をいただいたものでございます。

内容につきましては、今年3月の第1回定例会の常任委員会においてご説明させていただきましたが、その際に貴重なご意見をいただき、内容等について修正を加えたものでございます。

この改定に伴う通知の配布につきましては、今年4月に開催されました臨時の校長会において説明を行いまして、また各学校PTA総会等の機会を通じまして、各保護者へ届くようお願いしたものでございます。

また、現在、市のホームページにおきましても改定の内容等について掲載をしているところでございます。

次に、現在、建設を進めております給食センターの工事の進捗状況につきまして、簡単にご報告申し上げます。

5月末現在の進捗状況でございますけれども、建設工事は約85%、機械の設備工事は約90%、電気工事は約90%という状況でございます。建設工事につきましては、外構工事がこれからのため、率が若干低くなっております。厨房設備につきましては、この6月より本格的に設置が始まった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、環境課のほうからご報告申し上げたいと思います。

震災の廃棄物の関係でございます。政務報告のほうでもご報告の中で修正してある点がございすけれども、今まで議会のほうに震災廃棄物の発生量、これについて11万トンということで報告をしておったわけなんですけれども、廃棄物の処理も95%以上進んだ中で、最終的に確定的な数字等が出ました。そういったことで、23年度中の処理量ですけれども、数量としては7万9,000トンでございます。

その内訳でございますけれども、可燃ごみとしてが6,200トン、木くずが7,000トン、金属くずで1,000トン、あとコンクリートのがらですけれども2万3,000トン、その他リサイクル

ル・再利用というようなことで4,000トン、それと管理型・安定型への最終処分等で2万トン、それと仮置き土砂というようなことでかんぼ前のところに土砂を運んでおります量は1万4,000トン、その他処理困難物として土砂等を含みますけれども3,800トンと、そういうふうな状況でございます。

なお、現在まだ最終的に処理ができない部分、これが野中の仮置き場ということで6,100立米ほどございます。これについては順次処理をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、24年度中の処理の状況ですけれども、野中の仮置き場については5月いっぱいまで受け入れを停止しました。新たに岩井の仮置き場というようなことで、これは市有地でございます。そこに新たに仮置き場を設置しまして、6月6日より週3回受け入れをさせていただきます。

そういったことで、24年度につきましては、来年の3月末まで、受け入れをしていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、子育て支援課より飯岡地域総合保育所建設予定地について、飯岡支所敷地内とした経緯と背景等についてご報告いたします。

飯岡地域における公立保育所の統合については、平成19年度に耐震診断を実施した結果、飯岡中央保育所、三川保育所、2保育所とも、築40年以上経過しておりますことから、いずれも改築が必要であると診断され、平成23年3月に策定した旭市公立保育所再編構想では、統合について検討するとしております。そのため、昨年飯岡地域保育所統合検討委員会を設置し、地元関係者、飯岡地区区長会長はじめ民生委員、主任児童委員、ひかり保育園、飯岡幼稚園、保護者代表、学識経験者14名の委員の方に検討していただきました。

この検討委員会として意見をいただいた主な内容については、一つ、飯岡中央保育所と三川保育所は入所児童の安心と安全を早期に確保するため、ひとつの保育所に統合することに賛成する。一つ、建設予定地として飯岡支所周辺が周辺の道路が広く、震災時の避難路が確保でき、利便性がよいため適している。一つ、構造は震災時に強い鉄筋コンクリート造りが有効であるとの意見が提出されました。

この意見書を踏まえ、保育所の規模、保育環境を考慮し、飯岡支所東側の約3,100平方メートル、約940坪を建設地とし、躯体構造は鉄筋コンクリート造り2階建て、屋上は避難ス

ペースとして延べ床面積約920平方メートル、約280坪程度としました。委員の皆さんもご存じと思いますが、建設予定地は隣に飯岡支所、周辺には保健センター、交番、個人の病院等があり、他の保育所に見られないほどの条件がそろった最適の場所と思われます。

今後のスケジュールにつきましては、実施設計委託業務を7月3日に入札に付し、履行期限を25年の3月中旬としていたしております。現在、現場の保育士、調理員から要望・ご意見をいただいて取りまとめているところでございます。建設の詳細については、12月の議会で、また文教福祉委員会で資料を添えて詳しくご説明させていただく予定となっております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 所管課の説明は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 報告事項とは関係ないんですけども、中央病院のほうで2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目に、このたび旭中央病院が数ある自治体病院の中から総務大臣表彰を受けたことは大変喜ばしいことです。せっかく高い評価を得たのですから、ぜひこの良好な経営状態を継続してほしいと願っております。

そこで次の点について確認をしたいと思います。

（1）として、23年度の病院の決算では、最終的な損益はどのような見込みなのか。

（2）として、さらに本年度になって医師の減少により病院の経営にも影響があるのではないかと懸念する声もありますが、4月分の実績から見て、経理面で大きな変化があるのかどうか。

それから、2点目として、今、先生方を確保するためにどういう対策をされているのかお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、最初の点について、私のほうからご説明申し上げます。

まず最初に、平成23年度の決算の見込みなんですが、平成23年度は新本館が完成いたしまして、年間約10億円の減価償却費が増加しまして、減価償却額としては年間29億円という形になりました。そういった中で23年度の最終的な利益は4億500万円の利益を確保できております。これは震災が3月11日にございまして、その後3月、それから4月、5月、5月が

今度新本館の移転ということで、この間、患者さんがやはり相当落ち込んだのは事実でございます。ただ、その後、新本館の移転した後に1号館の改修、それから2号館の改修、それとあと昔の救急病棟、今現在は3号館と呼んでおりますが、この辺の改修等がございまして、最終的には24年1月に精神科病棟の移転という形で、患者様に対して大変ご不便をかけていたというのは事実でございます。

ただ、この間大きな事故もなく工事も順調に推移しまして、当初予算では約8,100万円程度の利益目標に対して、3億2,400万円増の最終的には4億500万円というような利益が確保できました。これは公営企業の改革プランは、平成23年度の当初の予定ではマイナス9億2,500万円の赤字見込みという形になっていましたが、これを計画比プラス13億3,000万円増という形で23年度は着手しております。

それからもう1点、医師不足という中で病院の経営に影響が出るんじゃないのかというご質問の件なんです。現在数字が分かっているのは4月分の数字しかまだ分かっておりません。4月分の単月度の利益としまして3,700万円ほど利益を計上しております。これは1年前と比較しますと2,900万円ほど利益が増えておりますので、今回の件に関して大きな減額とかそういったことは予定はされていません。ただ、今回診療報酬の改定がございまして。これは実際に0.004%増という形になりますけれども、数字的には微々たるものですが、当院等に関しては手厚く大きな配分が予想されるという形の中で、この分の実際の数字が分かるのは6月から7月にならないと分からない。要は診療報酬自体が2か月遅れで入ってきますので、そのくらいになると診療報酬の改定部分の増額が分かるのかなというふうに見ております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） あと2点目の、先生方を確保するためにどういう対策をされているのかというのを伺います。

○委員長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） この件に関しましては、本会議でも答弁をさせていただきましたけれども、私どもが医師からヒアリング等を行った結果、やはり医師の処遇の改善というのが非常に重要だというふうに考えております。やはり1つ目として、医師の働くふだんの給与とか手当を含めた処遇の改善を進めるということで、特に私どもとしてはすぐやりました。

いと思っておりますのは、今まで卒業後3、4、5年目の専修医については臨時職員という扱いだったんですが、これを10月からやはり安定した身分の、やはり私どもの正規職員として扱っていききたいというふうなことを考えております。

それともう1点は、これは議会ともご協議いただきながら考えていくことなんですが、居住面の向上ということで、現在医師マンションにお住まいの方で、やはり古いところに住んでいる方からは、壁がはがれたとか、いろいろ苦情も出ておりますので、再整備もほぼめどがつかしましたので、やはり医師の環境面の向上ということで、医師マンションの改築についても少し病院内で検討を始めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今の説明の中で、中央病院の解体工事はすべて終わったのか、お尋ねしたいと思います。それと、終わる予定であれば、すべて終わってなくてもいつごろ終わる予定なのか。

それと、教育長か教育課長でもいいんですが、学校の教育水準が全国レベルでも県レベルでも低いと、そういう部分を聞いていますので、それについてどのような取り組みをして、県レベル、国レベルに近づけていこうとしているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ただいまの解体工事の予定についてご説明申し上げます。

平成23年度は、4号館の一部を解体しました。そういった中で、今年度、2号館から現在の3号館への通路ですか、これを造っております。これが終わりますと、これが10月10日には引き渡しになりまして使用可能という形になります。それができますと、古い建物の4号館、5号館、6号館、今残っている、大体南側に残っている古い建物、これをすべて解体いたします。これが一応解体工事が終わるのが大体12月いっぱいぐらいを予定しています。その後、駐車場として整備、これが3月いっぱいまでには完成するというような予定になっております。

先ほど、一部まだ計画というか、まだ議会のほうの承認を得ているわけじゃないんですけれども、今後、医師マンションとか、そういったものも多少は造っていきなさいいけないと

いう中で、その一角の一部にそういったものも計画はございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、ご質問の学力の面でございます。回答させていただきます。

初めに、本市が低いということでしたが、過日の一般質問でもご質問ありましたが、学力テスト、これは国語と算数、数学という2教科でございますが、19年度から21年度までは、旭市全員が全児童、6年生、中学3年生が受けておりました。22年度につきましては、先日申し上げましたように、これは抽出ということで小学校は2校、実際児童でいいますと12%の児童でした。中学校は3校でしたので6割以上の生徒が受験しているわけでありまして、そのあくまでも数値の内容ということで私のほうでご説明をさせていただいたわけでございます。ただ、19年度から21年度までは全数調査を見ても、これは確かに全国より若干低い。22年度につきましては、その差が若干開いたなというような、抽出2校でしたのでそういうこともございます。

そのような現状でございまして、それを受けまして教育委員会といたしましては、その学力テストが始まったそのころから、特に全数でやったところは全児童・生徒やっていたものですから、その辺をよく内容を分析いたしまして、どこに課題があるかということでこれまで取り組んできました。

例えば、まず1つ、全数でやったときの状況なんですけれども、一つ課題であったのは、家庭学習の時間が全国に比べて低い、少ないという状況がありました。あとテレビやゲーム時間が全国に比べて長いというようなこともありました。ということで、もちろん学校での取り組みもそうですけれども、学校と家庭が連携しながら全体で学力を上げていく必要があるだろうということで、キャンペーンを張りまして、ストップ・ザ・テレビキャンペーンというのをずっと続けておりまして、各保護者のほうに、こういったチラシといいますか、そういったものを机の上に置けるようなものを置きまして、全員に配りまして、あと家庭学習の調査のほうをずっと継続して続けております。

それからあと、各学校では家庭学習の進め方の手引とか、あるいは家庭学習カードというものをつくりまして、いわゆるまず家庭でのそういう学習習慣的なものをしっかり身につけていただくということで、まず全市を挙げて取り組んでいるところでございます。

学校サイドでございますけれども、学校サイドといたしましては、今、文部科学省から言

われております新しい学力といいますか、学力を高めるための研究ということで、毎年小学校2校、中学校1校を指定いたしまして、2年間の研究期間を設けまして、そしていわゆる2年目には公開研究会を実施いたしまして、市内全職員がそれに参加いたしまして、指導法の改善ということですと続けているところでございます。

それからあと、私たち教育委員会のほうも、毎年定期的に各学校を訪問させていただきまして、授業内容について私たちのほう、いろいろと指導させていただきまして、一緒にこういう指導法がいいだろうということをいろいろと研究しているところでございます。

それからあと、教育委員会主催でさまざまな研修会を実施しております。校長・教頭研修はもちろんなんですけれども、教務主任研修とか、あるいは指導力に直接つながります各種の研修会とか、あるいは今年度から新たに実は若手教員を対象といたしました、いわゆる県のほうで初任者研修はやっているんですけれども、それをさらにフォローアップするということで、バックアップするということで、教育委員会独自でこれは若い先生方を中心に指導力を高めていきたいということで研修を進めているところでございます。

あと、各学校ではさまざまな校内授業研究会を開いておりまして、それを自由に情報を発信いたしまして、お互いに見合っただけで公開して相互授業参観をしたりとか、そういった形で取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、学校と家庭、一緒に連携しながら学力を高めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 向後委員。

○委員（向後悦世） 病院のほうの解体工事は、ほぼ先ほどの説明で終期が近いというような説明だったんで、ちょっとお聞きしただけですので、どうもありがとうございます。

また、教育関係のほうは、よく全国学力テストの結果や県の学力テストの結果を見ても、飛び抜けた生徒がいない。飛び抜けた生徒がいればもっと平均点も上がってくるんじゃないかと思っている。そして、市内ではこういう部分が受けられないからほかに行くという話も結構聞いたこともあったんで、もうちょっと生徒が吸収しないなという部分を伸び伸び与えてやれる部分があったら、何かもっと平均点も上がってくるのかなみたいなことをちょっと感じたもので、お尋ねしました。一生懸命取り組んでいるのはよく分かりましたので、どうもありがとうございました。答弁はいいです。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 飯岡の保育園の統廃合の問題で、それは誠にありがたいのですが、念願がやっとかなったということで私も喜んでいるんですが、そこで、今までは近場にあったから、自転車で孫をみんなじいさん、ばあさんが送り迎えしたけれども、今度は遠くなりますので、個人の幼稚園と同じに送迎バスが出るのか出ないのか、そこらもやはり計画立案の中に入っているのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 林委員からのご質問ですけれども、今時点ではどこの保育所も送迎のほうのバスは出しておりませんので、今時点では考えておりません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私はね、あなたは前の林課長から引き継ぎがあったかどうか分かりませんが、埴地区の了解を得るのに私はいろいろと頼まれまして、バスで送り迎えをすれば何ら問題ないだろうということで賛同を得てあげたのに、これは全然考えてないということになると話が全然違っちゃいますので、これ大変ですよ。遠い距離、親が毎日送り迎えということになると。そうすると一般の幼稚園に、私の孫2人、今、旭の観音様に来ていますけれどもね、みんなそういうふうになっちゃいますよね。そうすると、せっかく立派なの建てましたが、子どもがいらないではこれ商売にならないよ。役所はお金もうけやるわけじゃないけれども、民間だったら商売にならないね。これちゃんとそのように、前の課長さんとそういった約束をしてあったのに、全然考えていないというのはちょっとおかしいじゃないですか。ご答弁願います。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） その辺、ちょっと引き継ぎ等で私、漏らしたかどうか分かりませんが、もう一度詳しく当時のことを調べて対応したいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 正一郎） 地元の要望を十分に踏まえて、これはやってきた事業なんだから、引き継いでいないようなそんないいかげんなことではね、大いに迷惑を被るわけですね、旧飯岡の住民が。そうでしょう。だからやはりしっかりしてもらわないと困るよ。何ですか、その態度は。君は。こういったいいかげんな行政じゃ困る。しっかりしてください。何ですかその態度。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 十分反省しておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 正一郎） そういった甘い考えで行政に携わったら、大いに迷惑なんだよ、地元住民は。しっかりと心入れ替えてやっていただきたい。もう一度答えなさい。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） しっかりやってまいりますので、よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 課長、庁内でもう一度よく皆さんと話し合ってください。

ほかに。

林委員。

○委員（林 正一郎） 行政マンというものは市民の公僕なんだよ。それが頭の中から薄れたら何もならないだろう。それはしっかりと反省してください、君は。誰が質問しているって、議員が質問しているんだよ。私は当時、そのように説得したんだよ、地元の住民を、課長に頼まれて。それを破棄するとは何事だよ。聞いていないとは。もう一回答弁。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 誠に申し訳ございません。真摯に今のお言葉、胸にとどめまして、対応させていただきたいと思います。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時21分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第2号について審査に入ります。

紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（日下昭治） 議案審査に続きまして、よろしくお願いしたいと思います。

昨年も紹介議員をさせていただき、採択、そして意見書を提出いただきありがとうございました。どうぞ本年もよろしくお願いしたいと思います。

請願第2号、請願第3号とも旭市合併以来、あるいはまたそれ以前から、今回同様、各議会へ上程され審議されてきたと思います。請願の趣旨については、前年度の請願と大幅には変わっていないかと思います。請願者、請願団体になりますが、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会であります。連絡会には、多くの団体あるいは協議会、教員組合等の参加もされているようでございます。会長は、昨年同様、小比類巻勲様です。

なお、詳細等につきましては、学校教育課長が補足して説明いただけるとしますので、私のほうからは説明は朗読をもって代えさせていただきたいと思います。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を政令指定都市に導入しようとしています。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしていますが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性があります。

国において、平成23年度に小学校1年生の35人学級が実現しました。平成24年度には新たに小学校2年生の35人学級編制が可能となり、各都道府県においても学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。このように現行制度でも実際の裁量権が保障されています。

しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障とし

て下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止され、一括交付金に組み入れられた場合、自治体によっては40人学級や教職員定数が維持されないことが危惧されます。

このように義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

以上、説明に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 日下昭治議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、ただいま日下議員からご説明がありましたが、教育委員会サイドといたしましても、ぜひこの採択のほうをお願いしたいと思っております。

この請願ですけれども、毎年出ておりますが、県の教育長協議会とかPTAとか校長会、各種団体から出ている請願でございまして、いわゆる義務教育費国庫負担制度というのは、全国どこでも同じレベルで教育が受けられるという基盤の制度でございまして、これについてはぜひ維持していきたいと考えております。ぜひ採択のほうをお願いしたいと思っております。なお、昨年42の市町村でこの内容が採択されております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、続いて、請願第3号について、紹介議員であります日下昭治議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（日下昭治） 続きまして、請願第3号の説明のほう、朗読をもって代えさせていただきたいと思います。

義務教育は、日本国憲法第26条に定められた規定に基づく教育であり、子どもたちの有す

る能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要な基本的な資質を養うことを目的としています。

貴議会におかれましては、この精神にのっとりご尽力いただいていることに敬服いたします。特に小学校スクールカウンセラー配置事業による教育相談の充実、昨年から実施している学校いきいきプラン事業による子どもたち一人ひとりがいきいきと輝く学校教育の充実、また小・中学校教諭補助員配置事業により、子どもたちにきめ細かな指導と学力の向上を図ることができ、子どもたちの可能性を広げる大きな機会になりうることを確信します。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積しています。

東日本大震災、原子力発電所の事故による甚大な被害・損害からの復興にはまだまだ長い時間が必要です。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現されるために、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目について予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1として、教育に関する震災支援策を十分に図ること。

2として、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

3として、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4つ目として、現在の経済状況をかんがみ、就学援助にかかわる予算を拡充すること。

5つ目、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成、環境・条件を整備すること。

6つ目、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7つ目として、子どもの安全と充実した学習環境を保障するため、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、7点、請願を採択していただきまして、2号、3号とも意見書を提出いただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 日下昭治議員の説明が終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雄） それでは、こちらのほうの請願でございますが、先ほどと同じ団体から出ている請願でございまして、毎年通していただいております。ありがとうございます。

今、日下議員から話がありましたように、いわゆる教職員の定数を改善すること、あるいはそうしたことが学力の向上につながっていくのかと考えておりますし、また、保護者の経済的な負担を少しでも軽減したいということで出ている請願でございます。

さらに、昨年3月11日に発生しました東日本大震災を受けまして、子どもたちが学ぶ施設についてもさらに整備を進めて、安全で安心な学習環境の整備の実現が急務であると、そのように考えております。

こうした点からも、ぜひ国に対しまして教育予算の増額を図るべく、本請願の採択をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 私も大学では教育学部だったんですけども、最近、まあ、学校の先生になろうと思って大学に行ったわけですけども、間際になってやめまして民間に入りました。事業をやったんですけども、そういった意味では、私たちが受けたときの小・中学校の義務教育と今の義務教育はかなり違うと思うんですね。私らが小学校のころは、それこそ兵舎の物置を改造して1クラス50人とか55人くらいでもって授業を受けて、教科書だってろくすっぽなく、参考書もろくすっぽなし。今すごく恵まれていると思うんですよ。学校もやっぱり10億円、20億円という1校造るのにね。かなり今、生徒1人当たりの義務教育というのはすごいかかっていると思うんですね。多分、月に六・七万円ぐらい、生徒1人に、大ざっぱに言うとね。

そうすると、義務教育の場合は、先生はあんまり選べない、クラス決まれば先生が来ちゃう。それぐらいお金がかかってくるとそろそろ個人教育の時代なのかなと、最近は私そういうふうに思っています。これだけ金をかけて、どこまでが義務教育、というのはね、今、憲法26条って何だったのかなと忘れてたもので読ませてもらったんですよ。義務教育はこれが無償とすると書いてある。どこまでが義務教育なのか。私らが昔、受けていた教育から見れば、かなり今数倍、10倍ぐらいのお金がかかっていると思うんですけども、そういった意味では最近の義務教育というのは若干疑問を持っています、正直言って。

ただ、これはやっぱり現場の要請で子どもの、特に小学校、中学校ですから、義務教育ですから、できるだけいいにこしたことはないんで、そういった意味で憲法26条を改めて見させていただきました。できるだけいい格好で。ただ、これから先は少し考えてもいいのかなとは思っています。そう思いながらも憲法26条を守るという意味で賛成したいと思います。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、ここで執行部は退席をしてください。

ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時36分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第2号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（景山岩三郎） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提出することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（景山岩三郎） 初めに、請願第2号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」を政令指定都市に導入しようとしている。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 事務局の説明が終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第3号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、請願第3号の意見書案について、ご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故による、甚大な被害・損害の復興にはまだまだ長い時間が必要である。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成25年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・教育に関する震災支援策を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交

付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第3号の国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

陳情の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、陳情の審査を行います。

社会福祉課の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第1号の審査に入ります。

初めに、社会福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 被爆者に対する援護に関する陳情の関係でございます。

被爆後67年という長い期間が経過いたしましたにもかかわらず、被爆者の方にとりましては現行法の施策は十分でないということで、具体的に申し上げますと、原爆症の認定、高齢になりまして病気等を発症した場合においても、被爆との因果関係等で認められないケース等がございます。

また、被爆者への救済措置としての手当等がまだ支給されていない等々がございます、一方で昨年3月の東日本大震災に伴う福島第一原発の事故と比較しますと、時代背景あるいは経済状況等が異なりまして、同一には論じられませんが、被爆者の心情としてはちよっといかなものかというのがあるのかなというふうに考えております。

なお、参考までに、今回の陳情と同様のものが平成20年第1回定例会に同様の陳情がございますとともに、本市において被爆者手帳を所持している方は現在10名というふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、ここでしばらく休憩をいたします。

執行部は退席してください。ご苦労さまでした。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第1号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第1号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（景山岩三郎） 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（景山岩三郎） それでは、陳情第1号の意見書案について、ご協議をお願いしたい
と思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） それでは、また座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書（案）

67年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅にし、多くの人の命を奪った。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきた。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきた。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもある。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下「現行法」とする。）によって、被爆者施策を行っている。しかし、原爆被害に対する償いはなされていない。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策とされていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受忍論の立場に立っていることによる。

ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法を原爆被爆者に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要がある。

以上の趣旨から、下記事項について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正がおこなわれるよう要望する。

記

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること
- 2 原爆死没者に償いをする事
(1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと

- (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別交付金を支給すること
- (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと
- (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること

3 すべての被爆者に償いをする事

- (1) 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害者を放置し、過小に評価してきたことについて謝罪すること
- (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つものには加算すること
- (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、陳情第1号、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議がないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時59分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 景山 岩三郎

総務常任委員会

平成24年6月18日（月曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成24年6月18日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

議案第 3 号 旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 財産の取得について

議案第11号 専決処分の承認について

議案第12号 専決処分の承認について

議案第13号 専決処分の承認について

議案第14号 専決処分の承認について

《付託陳情》

陳情第 2 号 住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情

出席委員（7名）

委員長 木 内 欽 市

副委員長 伊 藤 保

委員 高 橋 利 彦

委員 柴 田 徹 也

委員 太 田 將 範

委員 飯 嶋 正 利

委員 大 塚 祐 司

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊 介

説明のため出席した者（２０名）

副市長	増田雅男	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	加瀬寿一
企画政策課長 兼被災室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
監査委員 事務局長	馬淵一弘	その他担当員	９名

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
主査	榎澤茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む9議案と陳情1件について審査をしていただくこととなっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、あいさつといたします。

なお、木内委員長、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算から議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでのうちの9議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、議案第3号、旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、財産の取得について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認について、議案第14号、専決処分の承認についての9議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ……（録音漏れ）……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） すみません。マイク使いませんでした。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億8,600万1,000円を追加いたしまして、予算総額を269億800万円とするものでございます。

各事業内容につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたとおりでございますが、このたびの補正予算は災害復興関連予算を基本としております。復興関連の補正額は4億4,787万8,000円で、補正予算額のおおむね92%ほどとなっております。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

その中でも予算額として大きいものでございますが、2款1項4目財政管理費の説明欄1番、災害復興基金積立金1億7,600万円の追加と説明欄2番の東日本大震災復興交付金基金積立金1億6,511万7,000円の追加でございます。

この基金の相違について申し上げますと、まず災害復興基金は昨年9月議会におきまして設置した基金でございまして、千葉県市町村復興協会等の見舞金、一般寄附金、特別交付税等を原資としているものでございまして、旭市の任意の基金でございます。このたび千葉県より「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金1億7,600万円が交付されることとなりましたが、これにつきましては用途を区分すれば既存の基金への積み立てで構わないということでございましたので、災害復興基金へ1億7,600万円を積み立てることとしております。

一方、国からの東日本大震災復興交付金1億6,511万7,000円につきましては、別途、独立した基金を設置して管理するようという指導がございますので、議案第2号で旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について提案させていただいたところでございます。

基金の現在高の見込みについて申し上げますと、災害復興基金の23年度末現在高は7億3,312万9,000円、24年度当初予算での取り崩しが1億2,700万円ございまして、預金利子等で37万6,000円を積み立てる。それから、6月の補正で今回、東日本大震災復興基金との組み替えによる取り崩しの減というのが4,518万円ございまして、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の積み立てが先ほど申し上げた1億7,600万円で、平成24年度末の現在高の見込みは8億2,768万5,000円となっております。

それから、東日本大震災復興交付金基金は国からの交付金の積み立てで1億6,511万7,000円、災害に強い地域づくり事業へ充当するというで積み立てて、またすぐ取り崩すんですけれども、8,786万7,000円を取り崩すと。それから、市街地液状化対策事業への充当ということで2,625万円、平成24年度末の現在高見込みは5,100万円となっております。

なお、この5,100万円につきましては、債務負担行為を設定した25年度で実施する市街地液状化対策事業への充当を予定しているものであります。

そのほか、事業内容につきましては本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

何か質疑がございますか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この7ページですけれども、7ページの歳入、県支出金の説明欄で「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金1億7,600万円ですか、これは何を目的に交付されているのか、その交付された基準ですか。

それとこれは歳出に関係あるわけですが、これが9ページですか、9ページに説明欄1、災害復興基金積立金1億7,600万円ということになるわけですが、これは何を目的に積み立てするのか、まずそれをお尋ねします。

それと、あとはここに平成24年度の旭市復興交付金計画事業概要、出されていますが、この例えば液状化地域の地盤調査をやるとなれば、どの辺をやるのか、それで全体的に何か所やるのか、その辺、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、7ページのご質問で、まず初めに、交付金には3種類ありますよということだけ先に申し上げたいと思います。去年9月に基金をつくった市の交付金というのと県の交付金と国の交付金という3種類ありますよということでございます。

今、高橋委員がご質問があった歳入のほうは県の交付金であります。それを順を追ってご説明申し上げます。

7ページの県の交付金について目的はということで、県はソフト事業に使ってくれと言っています。ですのでソフト事業に使います。

どういう基準でこの金額ということのご質問でありましたので、これは人口割だとか被災者割だとか亡くなった方の人数だとか、そういったことをトータルしまして旭市に1億7,600万円、全体の8.8%の金額、県全体としては20億円ございます。その金額の8.8%というものでございます。

それでは、9ページに移りまして、歳出のほうもどういう目的でということでもありますので、県の指導のとおりソフト事業でということで、議案質疑でもありましたように坂本冬美さんのコンサートだとか、あとは祭りの補助金だとか、そういったものに使いますよということでご説明申し上げます。

それから、3番目にこのきょう添付資料とついていますが、この資料につきましては、国の交付金でありますので、この交付金、県の交付金とはまた違った説明を後ほどさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） ですから、この事業概要ということで資料を配られていますが、この内容なんです。ですから、例えば1番の市街地液状化対策事業ですか、これで地域の地盤調査をやる。それから対策、工法の検討とありますが、ですから、どの辺の地盤調査を何か所くらいやるのか、それを含めて、あと4番までお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 高橋委員、申し訳ないんですけども、1番目の液状化、これは都市整備課の所管なんです。ちょっと詳細のほうまでは申し訳ないんですが、すみませんが、申し訳ありません。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 高橋委員、今4つの事業の説明をということで、1番目は都市整備課管轄です。ただ、箇所とか、これはこれからこの調査の中で決めますよということです。まだその箇所数だとか場所は決めておりません。

それから、2番目の計画策定事業ですけども、これは防災に強いまちづくり、防災まちづくり計画を策定するとか、この事業概要のところにあります。そういう計画の策定だとか、あとは避難タワー2基の設置、防災倉庫2か所、発電機等の事業でございます。

それから、3番目ですけども、これは看板等、標識等でございます。防災総合推進事業、避難案内標識等で避難誘導看板5か所でございます。

それから、4つ目の防災まちづくり拠点施設整備事業につきましては、これはやはりこの事業概要にありますように、防災井戸2基と海拔表示板300枚の費用でございます。

トータル、事業費として2億1,995万4,000円、交付金の額は1億6,511万7,000円でございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これはここで質問していいかどうかちょっと迷うんですが、議案第10号ありますね。これは損害賠償の件ですか、それが議案に出て、議会の議決という中で、なぜ予算化されないのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 損害賠償の件は交通事故の例の損害賠償の件ということで、農水産課の車ということで車の関係はそこで実施するんですけれども、まず予算の関係は必ず予算支出したような形をとっております。特に賠償、今回の件につきましては人身が絡む、それから物件が絡むということで、従来から交通事故に関しては100万円未満については専決で処理ができる。ただ、今回は100万円を超えているので議会の議決が必要だということになっています。当然、総計予算主義の中では予算を経由する。ただ、保険会社のほうから直接払いができるという形になっています。さらに、その中では自賠償を含んだ金額を含めて人身についてはお支払いすると。その中で直接、期間的なものもありますので、保険会社のほうから直接払いをする。そうしたときに予算についてはあくまでも、議案質疑の中でもございましたけれども、公金振り替えという措置をさせていただいているということで、予算上の数字がここに載っていないという、金額については予備費から措置、従来からさせていただいているもの。従来どおりの対応をさせていただいたということでございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これが保険会社からおける金額と、それから実質の支払い金額、差があるなら、これはまた別だと思うんですが、保険会社からおける金が即、被害者に払われるという、全然、市が支出する金が一銭もないわけですね。それをあえて、なぜこういう事務的に労力を、皆さん方は労力がかからないと言えそれまでかもしれませんが、あえて労力をかけるのか、その辺お尋ねします。

それと同時に、当然この賠償の議案が出たら、そこに予算計上すべきだと思うんですが、それは法的にどうなっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、今回の事故については物損と、それから人身が2つ中に入っていると。自賠償の関係であれば当然過去の実例等を見ても、自賠償に絡む保険金については直接払いが保険会社からできて、それについては予算を通さなくてもいいというような形がございます。ただ、物件等についてはすべて市が請求して、それに基づいて支払うと。実

際には被害者が直接請求もできるんですけれども、今回についても全国市有物件の中では、少なくとも市が市有物件から金額の通知があつて、それに基づいた金額を請求して、市の中の少なくとも処理は行うということがございます。ですから、自賠責法の16条のことであれば当然、市の会計を通さなくても済むんですけれども、それ以外のものも含むということで、今回については市が一銭も持ち出しがないわけなんですけれども、それでも市の中ではお金を形の上では計算上、数字が出てくるという形になっています。

予算になぜ計上しないのかというのは、やはり示談等のタイミングとか、いろいろございますので、そこの中で速やかに支出する必要がある。じゃ、専決処分したりすればいいじゃないかという形もあるかと思えますけれども、少なくとも従来に対応の中で予備費の充当で速やかに措置することが金額的にはできるのかなということがありまして、今回はやっているということでございます。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 理解できない説明ですが、いいです。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 本会議でも高橋委員から質問があつた、坂本冬美さんの890万円ですか、この公演の、この上に、その8ページにある事業入場料収入687万9,000円というのが、これの収入になると思うんですが、これはあれですか、今回招待とか、そういったものでなく、全く全席販売ということになるのでしょうか。

○委員長（木内欽市） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 8ページの一番下でございます。これは2回公演で、1階席をAとB席に分けまして、2階席を仮にCとします。3種類の金額を設けまして、それぞれ全員から入場料をいただくと、こんなことになっております。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 先ほどの高橋委員の説明も、都市整備課のやつ、後で報告求めますか。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） いいですか。

特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは本会議で説明したとおりでございます。
追加して説明することはありません。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） 議案第3号につきましても、本会議で補足説明をしたとおりで
ございますので、この場で補足して説明することはありません。ご審議のほどよろしくお
願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤清和） 議案第4号につきましても、本会議で補足説明申し上げましたとおり
でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、特にござい
ませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第11号、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、昨年度制定いたしました東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の減免期間を延長するものでありまして、平成24年度に課する国民健康保険税のうち平成24年4月から9月までの国民健康保険加入に係る保険税について減免を延長するものでございます。

この条例によります減免額でございますが、当初課税時点で約2,500万円、世帯数で620世帯でございます。

なお、この減免の財源につきましては、国からの特別調整交付金で補てんされます。

以上で補足を終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 議案第12号、旭市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴うものでありまして、主に評価替えに伴う時限立法の延長、文言の整理等でございます。詳細につきましては本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第13号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてですが、こちらにつきましても地方税法の改正に伴うものでございまして、評価替えに伴う時限立法の延長、文言の整理等でございます。詳細につきましては本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、東日本大震災にかかる被災者居住用財産の敷地を譲渡した場合の特例措置を受けるための譲渡期限が3年から7年に延長されたため、条文の読み替え規定を整備するものでございます。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(木内欽市) 全員賛成。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(木内欽市) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) それでは、資料3枚ありますので、3枚まとめてご説明申し上げます。

先ほど高橋委員のほうからご質問がありました交付金計画の事業概要というところが1枚目にある3枚重ねてある資料です。

それでは、ご説明申し上げます。よろしいですか。

(発言する人あり)

○企画政策課長兼被災者支援室長(米本壽一) 平成24年度旭市復興交付金計画、これはいわゆる国の交付金事業です。先ほど高橋委員からご質問がありまして、これを読み上げてしまいましたので、一番最後の合計欄のところ、1億6,511万7,000円が交付金の金額ですよということで、この金額は今年4月4日に国に申請しまして、5月25日に全額決定したというよ

うなものであります。一般質問でたびたび話が出ていましたけれども、では、次回の申請はということで、今月ではなくて9月に第4次分として公営住宅の設置事業と飯岡保育所の統合事業と、できればその飯岡中学校の改築事業もこの9月に持っていきたいというふうに考えております。

続いて、2枚目の資料です。今度は縦書きになっていまして、これは5月に実施しました仮設住宅等の住宅再建見通し及び復興住宅希望の意向調査を行った結果でございます。

この表は、左から縦に見ていただきたいと思います。ちょっと見づらい図面ですけれども、左から縦に、一番左ですけれども、これは対象世帯数です。これも一般質問でたびたび出ていましたけれども、仮設住宅は160世帯にアンケートを実施しましたということで、2段目にある仮設住宅を除くというのは51世帯は、12月にやはりこのアンケートをとっていまして、その12月時点で、まだ再建の見通しが立っていない方に再度お伺いした51世帯で合計で211世帯で、回収は208世帯ですよという、この表でございます。

それから、左から2番目は、仮設住宅の契約期限までの再建見通しということで、仮設住宅は来年の5月でその期限が切れるわけですがけれども、その5月の段階で再建の見通しが立たない、めどが立たないということは87世帯でございました。これは既に都市整備課から県に要望しまして、既にその延長は決定しております。つまり、2年から3年に延長されたということでございます。

それから、中央の縦の線は来年5月以降、住宅の再建方法について尋ねたわけであります。これは一番下のところの合計の208から上に3つ目のところ、市営住宅、米印のところで45世帯あります。これは、まだ見通しが立っていない方の数字と思っていただきたいと思います。検討されている方ということで45世帯が、まだその再建の見通しが立っていないということで、その右側にやはり下から4行目のところにちょっと薄く塗ってあって米印、入居を希望する43というのがあります。45世帯の方が再建の見通しが立っていないんですけれども、43世帯の方は公営住宅を希望しますよということの状況であります。

ただ、まだこの未確定のところもありますので、今月再度調査をしまして、この辺のところの数字を固めたいというふうに思っております。本当に困っている方がどれだけいるのかなということを、最後まで面会して調査したいと思っている状況でございます。

この表は以上でございます。

それから、3枚目に「道の駅」建設準備委員会の会議結果の資料がございます。これは、今年3月、第1回の議会の本委員会で道の駅準備委員会の状況をその都度、報告しますよと

いうお約束いたしましたので、きょう1回目と2回目分を報告するものでございます。

第1回の準備委員会は4月25日に開催しまして、その内容ですけれども、ここに1から3まで記載してございます。2番目に役員の選出で、委員長には滑川議員がつきました。それから、3つ目に事務局より今後のスケジュールということで、(4)にございますとおり、平成27年度を目途に準備を進めますということです。これは、あくまでも用地の確保の状況でこれをめどとしていますが、その状況によっては遅れる可能性もあるということです。

それから、第2回の準備委員会は5月24日開催いたしました。外部のアドバイザーに出席していただきまして意見交換を行いました。3番に記載してありますように、重要項目検討事項としまして(1)から(5)まで記載のとおりであります。場所につきまして(1)7月中に候補地を絞り込みたい、こういうような考えであります。それから、2番目に必要な施設及び規模を順次決定していく。3つ目に駅長の公募準備を進めるんですけれども、併せて委員さん方から推薦もお願いしますよということの内容です。それから、4つ目としまして、管理運営については第三セクターか指定管理者で絞っていきましょうということで今、進めております。それから、5つ目につきましては、直売施設の、組織の設置についても検討を行っていきましょうと、こういうものであります。

この準備委員会の1枚の資料の後ろに、今度はアドバイザーが持ってきました「道の駅建設準備委員会第2回検討資料」という船井総合研究所の提出してもらった、この厚い資料がございまして、本件につきましては、6月12日に全員協議会が、ここで開催されたときに滑川議員から説明しましたというふうに聞いておりましたので、この資料をぜひ総務常任委員会で配ってくれよなというふうに言われておりましたので、ここに配らせていただきました。この内容については、また後ほど見ていただきたいと思います。10分間というか10分商圏人口、足元商圏人口というのは重要ですということを、この資料の中に書いてございます。

説明は以上でございます。

○委員長（木内欽市）　ありがとうございます。

大分、気温も上がってきましたので、上着をもし脱ぐようでしたら脱いで結構でございますので、お願いします。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一）　それでは、配布資料ございませんが、2点報告をさせていただきます。

まず1点目です。市長が政務報告でも申し上げましたが、徴収対策室を6月1日付で設置をいたしました。市が保有する債権に係る滞納の縮減、またその債権を適正に管理するため設置したものでございます。6月1日同日付で行政改革推進課内に設置をいたしました。室長は、行政改革推進課長、兼務でございます。それと担当者1名増員の人事異動を行いました。行政改革推進課に1名増員をいたしました。

それと2点目です。これも6月1日付でございますが、ハラスメントの防止規定を市でも制定いたしました。内容は、ハラスメントの発生を防ぐための対策、また発生した場合の対処方法などを取り決めております。併せまして課長職など各職場の上司が率先して働きやすい職場、ハラスメントのない職場づくりに努めるよう、管理職向けのハラスメントの防止研修会を5月21日に、午前1回、午後1回と2回開催いたしました。対象としたのは課長職及び主幹職、参加者84名でした。

以上です。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、ただいま総務課長のほうからありました徴収対策室について、もう少しご説明させていただきます。

まず、徴収対策室ですが、県内、それから県外含めて先進のところを幾つか勉強させていただきました。その中で債権を管理するに当たって、徴収を一つの部署に集めて徴収業務をやるという形と、それから、マネジメントをするというか指導をしていくという2つのパターンがありました。その中で旭市としては、そのマネジメントをする部署をつくろうということに決して、それが徴収対策室という形になったわけであります。

具体的には、当面やることといたしまして、債権に関するさまざまな情報、例えばハヤシが給食費を滞納しているといったときに、このハヤシはほかの債権は滞納しているのかどうか、そんなことが今まで市の中では個人情報とかいろいろある中で、名寄せみたいものができておりませんでしたので、そんなものをつくっていきたい。

それから、もう一つは、それぞれの債権について徴収の目標、これをはっきり設定してそれぞれの課でしっかりと徴収をしていくと、そんな形をつくっていききたいということでスタートしております。6月1日スタートですので、まだ細かいことは協議中でありますけれども、これからその目標をはっきり設定した上で徴収の強化に当たっていききたい、そんなふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、秘書広報課から東日本大震災の記録誌「被災地あさひ」について、これで説明させていただきます。

記録誌につきましては、本議会の議案と一緒に配布させていただきました。ご覧いただけたかと思いますが、改めて地震・津波被害の脅威と被災者がともに励まし合うきずなを感じていただければ幸いです。また、この冊子の一番裏側にDVDがありますので、ご覧いただければと思います。

この記録誌につきましては、今回のこの被害を風化させることなく後世に伝え、しっかりとした防災対策につなげていただければと思っております。また市内全域への早目な配布を考えております。現行予算において2万5,000部の追加発注を予定しております。

以上です。

○委員長（木内欽市） それでは、所管事項の報告は終わりました。

何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

太田委員。

○委員（太田将範） 徴収対策室の件につきましてお尋ねします。

具体的には、名寄せをして、目標設定をするということなんですけれども、具体的な徴収に関してどういう形でこの後の行政をするという形をやるのか、分かれば。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 目標設定に関する協議はまだ始まっておりませんので、その辺はもう少しお待ちいただきたいなと思います。

それから、実はちょっと説明が足りなかった部分があるんですが、その目標を決めて実行していくということを担保するという意図で、徴収対策会議というのを庁内に設置しようと。この会議につきましては副市長をトップといたしまして、債権を持った課すべての課、それから、総務課とうちのほうと入って、その中でそれぞれの債権についてその時点での徴収率ですとか徴収額ですとか、そういったデータをとって、その結果として翌月、あるいはそれから先どうしていくのかというような協議をしたい。そこで目標を決めて、それを実施していくというようなことで考えております。ちなみに、その徴収対策会議については、現時点では月1回やっていこうということで動き始めました。

以上です。

○委員長（木内欽市） 太田委員。

○委員（太田将範） そうしますと、具体的な作業というのはこれから進むということになる

と思うんですが、そういった形で作業を進めていく会議の公開といいますか、きちっとした報告はこちらのほうにも上げていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかにございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） ハラスメント対策マニュアルですけれども、私はいいと思いますけれども、1つだけ申し上げたいのは、市役所が把握してなかった事例というのはあるということです。それから、やはり課長、主幹の中にも全く理解していない、現職かOBかは言いませんけれども、全くそのようなことに無頓着であった、無頓着である、そういう人がいると思います。ですから、継続的な研修を続けていって隅々まで、目の届かないところで泣き寝入りしている人がいるかもしれないということを想定していただいて、継続的にやっていただきたいと思います。こちらのほうは答弁は不要です。

それから、こちらのほうですね、昨年出たものより数段できがいいとは思いますが、それで、コンサルタントが優秀なんだろうなと思うのですが、まず相変わらず情報が出てきていない。委員が誰なのか、それも出ていないですし、議事録もないですし、議事録、民間人の名前出したらずいのであれば、民間人のところだけ匿名で委員とかやって議事録出せばいいのかなとは思いますが。その辺り、非公開な議論というのは、特にこのような市民が注目している事業であれば、議論を非公開とすると必ず後でいろいろな反対意見が出ると思うのですが、これはあくまでも議事録も委員も公表しないと方針でよろしいでしょうか。

○委員長（木内欽市） 大塚委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議事録です。1回、2回はまだ公開するような状況ではなかったものですから、していません。この先、その概要、誰が何を言ったというところはもちろん出せませんが、概要をまとめて公開するようにしたいというふうに思っております。

委員については、まだお知らせしていないよなというふうな今、ご質問ございました。これは誰と言ったほうがよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） そうですか。じゃ、その場を見て委員の名簿を配るようにしたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 私が危惧しますのは、これ自体は別にいいと思うんですけども、建物を高く建て過ぎると後で大変な目に遭うんですけども、その辺りは今後どのようにしていくつもりなのでしょうか。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 建物の状況、余り高くすると、ということですけども、これは一般質問でも市長から幾ら程度というふうな言い方をさせていただきました。建物に細かくは、これから詰めていきます。何を造るかということもこれから詰めていきますので、本当に申し訳ございません。この場ではまだ申し上げる段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） 建物を幾らで建てるかというのは、まさに行政の能力の腕の見せどころですから、ぜひやるのであれば税金の無駄遣いと言われないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっとさっき聞き忘れたんですが、議案第1号の件なんですが、県の「がんばろう！千葉」の件ですけども、結局これはソフト事業に使うということで、坂本冬美のショーなんかを使うというさっき説明ありましたね。それが何で来た金額をそのまま積み立てして、坂本冬美にその中から出さないのか、別の予算でしょう。その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予算の動きということで総計予算の中で、まず県から来たお金を受け入れます。それをまず繰り出しとして基金に積み立てます。さらに今回は歳入のほうで別途繰り入れという形で、そこから崩す分を見ております。そこを充当するという形になっていますので、ちょっと分かりにくいんですけども、予算上そのような形をとらせていただいていますので充当しているということでございます。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） さっき道の駅でしたから関連して聞けばよかったんですけども、今、全然、詳細が決まっていない中で、もう7月中には候補地を絞り込んで、その後、用地交渉に入るといことですよ。もう今6月の、きょうは18日ですよ。7月中にもう候補地を絞って用地交渉に入るとい、何も決まっていない中ですよ早いと思うんですが、こんなに早く決めていいんでしょうか。決めるのはこの委員会で決めるんでしょうか。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 7月をめどに、その場所を決めます。場所を決めるというよりも場所というのは、幾らお願いしても買えない土地をいつまでもやっても仕方ありませんので、まず買えそうなところを決めていくわけです。場所を決めるって、今5か所候補地があります。5か所候補地があつて大きな円で今くくっていますので、その中で買えそうなところを交渉していくといことのスナンスをとりたいて、こつこつ状況です。もう7月にすぐ決まれば、それはもちろんいいんですけども、それから交渉に入っていきますよと、仮にAといつこで駄目だったら、じゃ、どうするかといことを考えなくちゃいけませんので、そついったことの意味ですのでどうかご理解をお願いします。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） なければ、では、ちつと副委員長と交代して私も。

（委員長、副委員長と交代）

○副委員長（伊藤 保） 木内委員。

○委員（木内欽市） やはり道の駅のこととちつとお尋ねしたいんですが、実は本会議のときに市長が「私のところには反対の意見は誰もない」と、「反対しているのは大塚議員だけだ」と、こつこつ答弁がありましたもんで、そつじゃないもんですから、私も会派の人が1人だけ反対しているって、これちつとそのまま聞いておくわけにいきません。私も反対なんです、今現在。ですから、議員もそつなんですよ。市長のところには反対の意見が全然ないといつ、我々議員のところには賛成といつ声は全然ないんですよ。理解してもらえますね。市長のところにはいかないわけですよ、市長がやろうといつている人に。私のほうはどうもちつと賛成できないんだといつと、賛成の意見は全然来ないんです。反対の意見ばかりなんです。これを理解してもらいたいといつ思うんですよ。ほかの議員も多分そつなんですよ。ですから、さあじゃ、議員の賛成、反対の意思表示はどこでしたらいいんですか。まだ場所も決

まっていないんで、場所によっては反対、建物によっては反対という人がいるはずなんですよ。恐らく当初のうわさどおりの建物ができたら、大体反対だと思うんですがね。まだ予算も分かんない、場所も分かんない、いや、この場所なら賛成できるけれども、ここでは私はどう見たって反対ですよという意見があると思うんですよ。その例えば議員の賛成か反対というのは、どこかで聞いてくれるところはあるんですか。

○副委員長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの質問です。議員の反対の場所はどこで言ったらいいんだと、それは私のほうで、ここをお願いします、あそこをお願いしますというのは言えないです。一応、今までの中で出てきているのは一般質問のときに、そういうようなご意見をいただいていると。それ以外で市長のところに直接言いに来ている人がいるのかどうか、ちょっとそこまで把握していないんですけれども、市長がああいうふうに答えたのは、自分がやはりいろいろな会合へ出て、道の駅の話なんかをしている中で直接そういうところではそういう意見は出なかったんだと、そういうことだと思いますけれども。

いずれにせよ議員はどこで反対したらいいんだとかというのは、やはりこれは議会の場なり、あるいは直接本人に言っていただく。そしてまた、今回の準備委員会の委員長も議会を代表して、滑川議員が出ていただいて進めていただいております。滑川議員は賛成なのかと私は個人的には思っています。

以上です。

○副委員長（伊藤 保） 太田委員。

○委員（太田將範） やり方としまして、すべてコンサル等に丸投げするような形で議員のほうには何も情報が入ってきていないんですよ。どういう方向かということもさっぱり分からない。これじゃ、一般質問のしようがないんですね、はっきり言って。違いますか。こういう形でやっていきますよということがはっきり分かれば、意見の言いようがあるんだけど、基本的なコンセプトはと高橋委員が言っていましたけれども、どういう目的のためにやるのかということもはっきりしない。どういう規模でやるのかというのもしっかりしない。それでは一般質問のしようがないんですよ。違いますか。それで計画だけ諮問委員会みたいなものをつくって、粛々と進めますということではよろしいんでしょうかね。私は行政のほうのやり方について非常にちょっと不信感を覚えますよ。と言いますのは、やはり議会に対して質問ができないような状態にしておいて、物事だけを進めていくというやり方はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副委員長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（増田雅男） 申し訳ございませんでした。いずれにいたしましても、これからは、先ほど企画政策課長のほうから話が出ましたけれども、一応会議の内容につきましては一応概要を公開するにいたし、また議会のほうでもその都度やはりある程度先が見えたら、中身が固まってきましたら一応市長のほうから説明はさせていただくようにします。

以上です。

○副委員長（伊藤 保） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） ですから、誤解しないでいただきたいのは、本会議の席上で「議員の中で反対しているのは大塚議員1人だ」と言われたんで、ほかの議員21人が全部賛成ととられたら困るということなんですよ。

今現在で、その当初流れました総工費15億円だとか、観覧車を造るんだとか、そういうので、そういうだけのやつで、はい、賛成というわけにはいきませんよ。そんなに15億円もかけてもうかるのかな、場所はどこにするのかな、それで一応本会議でああやって言われていて、まるで議員の中で反対しているのは1人みたいにとられたんでは困りますんで、一般質問の通告を出してあれば私も言ったんですが、出してなかったもんで言えないんで、今あえて副委員長と席を交換してもらって申し上げるわけありますので、ほかの議員だって恐らくそういう考えですよ。例えば規模によっては賛成であろうと、そういう話、聞きますから、その決定というか今、太田委員もおっしゃいましたが、これ粛々と進んで場所が決まって、議会って市長のところに個人的に反対と言ったって、これは反対にならないでしょうから、決をとるとか、そういうことはないのかと、議会の議員のそういう最終的な反対する場合に、どこで反対したらいいのかということなんですよ。

来年度の予算の中で、議案第1号で反対したらいいのか、あるいは道の駅は道の駅で全員協議会辺りで賛否をとっていただけるのかということなんですよ。そのことなんですよ、お聞きしたいのは。

○副委員長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの木内委員の意見、分かりました。帰りましたら市長のほうにその旨を伝えます。

それと、1点だけ申し上げたいんですけれども、道の駅の説明の、今まで質問の中の答弁の中で15億円とか16億円という答弁をしたことは1回もないと思います。

(発言する人あり)

○副委員長（伊藤 保） 木内委員。

○委員（木内欽市） 言っていないんですが、私らが知っている、議員もみんな知っているから、もうそういうものだと、そういう具合に流れているんです。ですから、駄目ならそれは違うとはっきり否定していただかないと、もう一般市民も15億円で造るんだ、何だい、人の金で持ってと、こういう話が出ているんですよ。ですから、私らもそれを聞いて黙っているわけにはいかないので言うんで、そういう声があるということです。議員の声じゃないんですよ。うわさ云々と言ったのが本会議でありましたが、うわさは市民から聞くやつが議員のところへ入ってきているんで、当然、市長の耳にも入っているはずですよ。副市長の耳にも入っているわけですよ。15億円という話が流れているということは。ですから、駄目なら駄目、そうじゃないならないようにはっきり説明をしていただかないと、我々も説明のしようがないと、こういうことですので誤解のないように。

○副委員長（伊藤 保） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 今、木内委員の話の続きなんですが、私のほうには、私は耳が遠いのかもしれないけれども、なかなか15億円という声が聞こえてきておりません。私も農家ですの、農家の集まりにはかなり出席しているつもりでおります。私の周りのその農家の方々は、やはりこの道の駅に期待するところが非常に大きくございます。賛成という立場ということではございませんが、私はぜひ進めていただきたいなと、旭市の農家のために進めていただきたいなというふうに考えております。

○副委員長（伊藤 保） 木内委員。

○委員（木内欽市） やめていただきたいとか進めていただきたいと言っているわけじゃないんですよ。どういつて説明をしていただいて、議員の意見を聞いてくださいと、このまますぐスタートでは困りますということなんで誤解のないようにお願いします。

○副委員長（伊藤 保） 副市長。

○副市長（増田雅男） 先ほども木内委員の質問には答弁しましたが、一応帰りまして市長のほうにはその旨伝えます。

以上です。

○副委員長（伊藤 保） では、委員長と交代して。

(副委員長、委員長と交代)

○委員長（木内欽市） 所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（木内欽市） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は退席してください。

それでは11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第2号について審査に入ります。

初めに、総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 参考意見というより、背景とこちらで分かっている範囲の動向を若干お話しさせていただきたいと思います。

ご承知のとおりだと思いますが、これは国のアクションプラン、出先機関の原則廃止に向けて、そのアクションプランの検討が22年12月から進められてきて、こういう動きになっているのかと思われます。今国会にこちらの出先改革特例法案が提出される、そんな動きがありましたので陳情等も全国的にやっているのかと思います。

この出先機関の原則廃止ですが、地方でも意見が若干分かれておりまして、全国知事会、5月18日に総会がございまして、その総会の席上、知事会は法案の速やかな提出、今国会での成立を強く求める決議を行っております。

また一方、市長会ですが、若干こちらはまだ説明足りないよという意見がかなり出たようで、全国市長会、6月6日、総会ございましたが、そこでの決議は出先機関改革検討には基

礎自治体と十分な協議をして、その意見の反映が必要不可欠であり、拙速に進めることのな
いよう強く要望する。こんな決議をしております。またこの法案ですが、今回の国会ですが
閣議決定もできません。民主党の中でも反対が多いようで、それで国会には法案は今のところ
提出されない、そんな状況でございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。大変ご苦
労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時22分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

何かご意見がありましたらお願いいたします。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 国のほうはスリム化をやっているわけですね。そうすると、この出先が
あるということは、その資産、その他を含めて、やはり人件費等も含めると、やはりこれは
国の政策に逆行しているようなことに思えるので私は反対をいたします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

そのほかに。

太田委員。

○委員（太田將範） 今度の東日本大震災の経験から踏まえましても、やはり大きな河川だと
か大きな津波につきましても、やはり防災というのは市単独ではできないというのが一つの
結論ではあると思います。その欠点もありますけれども、やはりあれだけ大きな、利根川
だとかという大河川の通常の維持管理からしましても、草刈りから始まって、さまざまな、
堤防の亀裂だとかそういうものを絶えず管理することは、はっきり言いまして市町村単位で

はちょっと難しいだろうと思います。ですから、一元化された国の管理が必要だと。それに関する費用というのは国の安全を高めるということでの支出でありますので、何ら行政改革に反することはないと思います。むしろそのところで見てるから国の安全が守られているというふうに考えますので、賛成いたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（木内欽市） 次に、討論を省略して採決いたします。

陳情第2号、住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（木内欽市） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 24 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市